



廃棄物指導課長	課長補佐兼一般廃棄物係長	主幹兼産業廃棄物係長	副主幹	主査	係	起案
						

第6回古津地区の燃え殻が混合され密接不可分の建設残土処理検討プロジェクト会議録

- 1 日時 平成15年2月25日 13時30分～14時40分
- 2 場所 本館3階 第1会議室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 内容

(1) 市の方針案の検討について（別紙案参照）

特別措置の2については、諸々の問題を含んでいるため行政課において検討してもらい、この結果を踏まえて最終案をまとめることで合意した。

(2) 意見等

- ① 行為者に対する指導は文書で行ったほうがよいのではないか。  
(文書による指導を考えている)
- ② 地元要望を十分に把握しておく必要がある。
- ③ 命令の部分は予定の段階であり、外部に出す内容ではない。

第6回吉津地区の燃え殻が混合され密接不可分の建設残土処理検討プロジェクト会議

平成15年2月25日(火)

午後1時30分～

本館3F第1会議室

1 討議事項

市の方針案の検討について(前回討議事項の確認、行政命令の取扱い等)

2 報告事項

3 その他

## 吉津地区・燃え殻が混合され密接不可分の建設残土問題の対策について(案)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応する。

事業活動に伴って生じた燃え殻が混合され密接不可分の建設残土は産業廃棄物である。  
(ダイオキシン類対策特別措置法は適用されない。)

行為者に法律違反となっている燃え殻が混合され密接不可分の建設残土を適正処分するよう命令する。

- 改善を命令し、命令違反の場合は、告発について検討する。
- 行為者は資力不足のため実質的に適正処分することは難しい状態である。  
(片付け責任は継続して残る。)

当面の対策として、行為者に次のことを行うよう指導する。

- 1 シート掛けの点検・補修並びにめくれ防止措置(シートの上から覆土するなど)
- 2 関係者以外の者が立ち入らないよう柵並びに看板の設置

生活環境保全上の支障が生じていない。又生ずるおそれも無いと考えられる。

- 12月27日 公表のダイオキシン検査の結果(行為者が実施)  
井戸水、河川水、河川底質、周辺土壌 いずれも環境基準以下であった。  
また、全国平均値並びに静岡市内の平均値に比して、いずれも問題となるような高い値は検出されなかった。
- 9月25日 市が行った井戸水の重金属類検査の結果  
飲料水としての基準を全てクリアーしていた。

以上のことから、現時点においては生活環境保全上の支障が生じていないことが確認された。なお、ダイオキシン類は水に溶けにくいことなどから、今後もその影響が出るおそれは無いと考えられる。




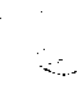


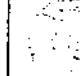
### 特別措置

市は住民の不安を解消するため、次の措置を講ずる。

- 1 井戸水について、ダイオキシン類を含む飲料水全項目のモニタリングを当分の間実施する。 地区内5箇所×2回/年・・・当初予算へ計上済み。
- 2 シート掛けのめくれ防止措置等について行為者ができない場合は実施を検討する。

生活環境への影響が生ずるおそれは無いと見込まれるが、当該土の対応方法については処理技術の進展状況や他都市の対応事例等を参考にしながら継続して検討していく。

	改善命令	措置命令
根拠条文	<p>法第19条の3</p> <p>産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、市長は、当該産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	<p>法第19条の5</p> <p>産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市長は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者</li> <li>産業廃棄物収集運搬業者、特別管産業廃棄物収集運搬業者</li> <li>産業廃棄物処分業者、特別管産業廃棄物処分業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該処分を行った者</li> <li>委託基準、再委託の規定に違反する委託により当該処分が行われたときの当該委託をした者</li> <li>その他の対象者あり(詳細別紙)</li> </ul>
命令違反の罰則規定	<p>法第26条第2号</p> <p>3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又は併科</p>	<p>法第25条第3号</p> <p>5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又は併科</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆衛生の向上、生活環境の保全を目的として、将来に向け再びその違法な処理状態そのものが継続しないようにするもので、故意、過失は問われない</li> <li>行政代執行を行い、これに要した費用を事業者から徴収することもできると解される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のためのもので、故意、過失は問われない</li> <li>行政代執行を行い、これに要した費用を処分者等から徴収することもできる</li> </ul>

部 課 長 廃棄物政策課	専 門 室 長 廃棄物対策室	主 幹	副主幹	主 査	係	起 案
						

第7回吉津地区の燃え殻が混合され密接不可分の建設残土処理検討プロジェクト会議録

1 日 時 平成15年4月21日 15時～16時30分

2 場 所 本館3階 第1委員会室

3 出席者 別添名簿のとおり

4 内 容

(1) プロジェクト会議の経緯について

別紙のとおり

(2) 対策案について

① 再修正案の特別措置の2については削除する。

② 再修正案の「命令事項」は「指導事項」とする。

③ 当該土の対応方法に係る事項は削除する。

ただし、今後も引き続き検討課題とする。

5 まとめ

内容(2)に基づき対策方針を決定する。

6 意見等

① 当該土の対応方法に係る事項は引き続き検討していく必要がある。

② 命令を指導に切り換える理由を明確にしておく必要がある。

③ 原則として刑事訴訟法では犯罪があると思料するときは告発しなければならないとされている。

④ 当事例は野焼きの中止を指導した事例である。

⑤ 3月24日に地元説明会を実施した。

1 プロジェクト会議の経緯

	内 容
第1回 14.11.14	経過説明等について 各課の対応策に係る提案依頼について
第2回 14.11.21	各課提案について ①ダイオキシン類調査結果を踏まえて対応 ・ダイオキシン濃度（1,000pg、3,000pg）に応じた処理の実施 ・経済的効率的な処理方法が確立されるまでの封じ込め措置の実施 灰溶融、ダイオキシン処理対策工法、封じ込め方法 ・封じ込め期間中の水質モニタリング調査の実施 ②詳細調査の実施とその結果に基づく対応
第3回 14.11.29	各課提案による対応策と問題点について 適正処理推進センターとの協議結果報告について ・原状回復事業に対する協力と補助制度
第4回 15.1.20	適正処理推進センター職員による現地視察等の状況について ・本事例の対応策に係る意見 対応策（案）について
第5回 15.2.18	対応策（修正案）について
第6回 15.2.25	対応策（再修正案）について 命令について

2 対応策（案）  
別紙のとおり

## 吉津地区・燃え殻が混合され密接不可分の建設残土問題の対策について(案)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応する。

事業活動に伴って生じた燃え殻が混合され密接不可分の建設残土は産業廃棄物である。(ダイオキシン類対策特別措置法は適用されない。)

行為者に次のことを行うよう指導する。

- 1 放置されている燃え殻が混合され密接不可分の建設残土の適正処分  
・行為者は資力不足のため実質的に適正処分することは難しい状態である。  
(片付け責任は継続して残る。)
- 2 シート掛けの点検・補修並びにめくれ防止措置(シートの上から覆土するなど)
- 3 関係者以外の者が立ち入らないよう柵並びに看板の設置

生活環境保全上の支障が生じていない。又生ずるおそれも無いと考えられる。

- 12月27日 公表のダイオキシン検査の結果(行為者が実施)  
井戸水、河川水、河川底質、周辺土壌 いずれも環境基準以下であった。  
また、全国平均値並びに静岡市内の平均値に比して、いずれも問題となるような高い値は検出されなかった。
- 9月25日 市が行った井戸水の重金属類検査の結果  
飲料水としての基準を全てクリアーしていた。

以上のことから、現時点においては生活環境保全上の支障が生じていないことが確認された。

なお、ダイオキシン類は水に溶けにくいことなどから、今後もその影響が出るおそれは無いと考えられる。

### 特別措置

市は住民の不安を解消するため、次の措置を講ずる。

- 1 井戸水について、ダイオキシン類を含む飲料水全項目のモニタリングを当分の間実施する。 地区内5箇所×2回/年・・・当初予算へ計上済み。

生活環境への影響が生ずるおそれは無いと見込まれるが、当該土の対応方法については処理技術の進展状況や他都市の対応事例等を参考にしながら継続して検討していく。